



おくやみハンドブック

(死亡届出後の手続きのご案内)

大阪狭山市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンで市役所にて必要な手続きが簡単に確認できます。冊子と合わせてご活用ください。

URL : [https://www.okuyaminavi.net/
municipalities/27231](https://www.okuyaminavi.net/municipalities/27231)



ご遺族の方へ

このたびはご親族のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

死亡届出後の手続きについては、お亡くなりになつた方によって手続き内容が異なります。はじめて市役所でお手続きをされる方は、「各種手続き」から必要なものをご確認の上、はじめに市民窓口グループへお越しください。

マイナンバーカードについて

亡くなられた方がマイナンバーカードを所持していた場合、市民窓口グループへ返納いただく必要はございません。相続などの手続きで亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められる場合がございます。亡くなつてから諸手続きが済むまではマイナンバーカードを保管いただきますようお願ひいたします。

おくやみ手続きナビのご案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に確認ができる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなつた方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/27231>

該当する手続きや詳細、手続きを行う担当課の訪問順が確認できます。



質問に答えて



手続き抽出



詳細確認



来庁時に必要なものについて

ご遺族が各種手続きをするにあたり、運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類の提示を求めることがありますので、ご用意ください。また手続き内容によって必要なものが異なる場合がございますので各種手続きページをご確認ください。

本人確認書類の例

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、健康保険・後期高齢者医療の被保険者証や資格確認書、介護保険の被保険者証 など

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> | 該当事項 | 担当窓口 | 詳細ページ |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------|----------------------|-------|
| 住民記録 | <input type="checkbox"/> | 世帯主で、同一世帯員がいる | 市民窓口グループ | P.7 |
| | <input type="checkbox"/> | 印鑑登録証（カード）を持っていた | 市民窓口グループ | |
| 年金 | <input type="checkbox"/> | 年金を受給していた | 天王寺年金事務所 | P.8 |
| | <input type="checkbox"/> | 厚生年金など国民年金以外に加入していた期間がある | 天王寺年金事務所 他 | P.9 |
| | <input type="checkbox"/> | 国民年金のみに加入していた | 保険年金グループ 国民年金担当 | |
| 医療・国保 | <input type="checkbox"/> | 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ（マイナ保険証）を持っていた | 保険年金グループ 国民健康保険担当 | P.10 |
| | <input type="checkbox"/> | 同じ世帯に国民健康保険被保険者がいる | 保険年金グループ 国民健康保険担当 | P.11 |
| | <input type="checkbox"/> | 後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせ（マイナ保険証）を持っていた | 保険年金グループ 医療担当 | |
| | <input type="checkbox"/> | 限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた | 保険年金グループ | P.12 |
| | <input type="checkbox"/> | 特定疾病療養受療証を持っていた | 保険年金グループ | P.13 |
| | <input type="checkbox"/> | 健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ（マイナ保険証）を持っていた | 各健康保険組合 | |
| 介護保険 | <input type="checkbox"/> | 介護保険被保険者証を持っていた | 高齢者福祉グループ | P.14 |
| | <input type="checkbox"/> | 介護保険の負担割合証を持っていた | 高齢者福祉グループ | |

| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> | 該当事項 | 担当窓口 | 詳細ページ |
|------|-------------------------------------|---|------------------|-------|
| 介護保険 | <input type="checkbox"/> | 介護保険負担限度額認定証を持っていた | 高齢者福祉グループ | P.15 |
| 子育て | <input type="checkbox"/> | 児童手当を受給していた | こども家庭支援グループ | P.16 |
| | <input type="checkbox"/> | 児童手当の支給対象児童であった | こども家庭支援グループ | |
| | <input type="checkbox"/> | ひとり親となった | こども家庭支援グループ | P.17 |
| | <input type="checkbox"/> | 児童扶養手当を受給していた | こども家庭支援グループ | |
| | <input type="checkbox"/> | 児童扶養手当の支給対象児童であった | こども家庭支援グループ | P.18 |
| | <input type="checkbox"/> | 特別児童扶養手当を受給していた | こども家庭支援グループ | |
| | <input type="checkbox"/> | 特別児童扶養手当の支給対象児童であった | こども家庭支援グループ | P.19 |
| | <input type="checkbox"/> | 子どもが保育園等に入所・申請している | こども育成グループ | |
| | <input type="checkbox"/> | 子どもが放課後児童会(学童保育)に入会・申請している | こども育成グループ | P.20 |
| | <input type="checkbox"/> | 18歳(満18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子を養育し、ひとり親家庭医療費助成の対象である | 保険年金グループ 医療担当 | |
| | <input type="checkbox"/> | ひとり親家庭医療証を持っていた | 保険年金グループ 医療担当 | |
| | <input type="checkbox"/> | 子ども医療証を持っていた | 保険年金グループ 医療担当 | P.21 |

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

| 区分 | ✓ | 該当事項 | 担当窓口 | 詳細ページ |
|-------|--------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------|
| 障がい福祉 | <input type="checkbox"/> | 身体障がい者手帳を持っていた | 福祉政策グループ | P.22 |
| | <input type="checkbox"/> | 療育手帳を持っていた | 福祉政策グループ | |
| | <input type="checkbox"/> | 精神障がい者保健福祉手帳を持っていた | 福祉政策グループ | P.23 |
| | <input type="checkbox"/> | 障がい福祉サービスを受給していた | 福祉政策グループ | |
| | <input type="checkbox"/> | 特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当を受給していた | 福祉政策グループ | P.24 |
| | <input type="checkbox"/> | 重度障がい者医療証を持っていた | 保険年金グループ 医療担当 | |
| | <input type="checkbox"/> | 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた | 福祉政策グループ | P.25 |
| | <input type="checkbox"/> | 障がい者扶養共済制度に加入していた | 福祉政策グループ | P.26 |
| 税金 | <input type="checkbox"/> | 市税(①市民税、軽自動車税、②固定資産税等)が課されていた | 税務グループ ①市民税班 ②固定資産税班 | P.27 |
| | <input type="checkbox"/> | 固定資産(土地・家屋)を所有していた | 税務グループ 固定資産税班 | P.28 |
| | <input type="checkbox"/> | 登記されていない家屋を所有していた | 税務グループ 固定資産税班 | P.29 |
| 不動産 | <input type="checkbox"/> | 不動産を所有していた | 大阪法務局 堺支局 (不動産が大阪狭山市内にある場合) | P.30 |
| | <input type="checkbox"/> | 農地を持っていた | 総合行政委員会事務局 | |

| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> | 該当事項 | 担当窓口 | 詳細ページ |
|-----|-------------------------------------|------------------------------|----------------------------|-------|
| その他 | <input type="checkbox"/> | 普通自動車を持っていた | 各都道府県の運輸支局 | P.31 |
| | <input type="checkbox"/> | 軽自動車を持っていた | 各都道府県の軽自動車検査協会 | |
| | <input type="checkbox"/> | 原付バイクを持っていた | 税務グループ 市民税班 | P.32 |
| | <input type="checkbox"/> | 126~250ccのバイク（二輪の軽自動車）を持っていた | 各都道府県の運輸支局 | P.33 |
| | <input type="checkbox"/> | 250cc超のバイク（二輪の小型自動車）を持っていた | 各都道府県の運輸支局 | P.34 |
| | <input type="checkbox"/> | 小型特殊自動車を持っていた | 税務グループ 市民税班 | P.35 |
| | <input type="checkbox"/> | オーパスカード（スポーツ施設予約システム）を持っていた | 市立総合体育館 | |
| | <input type="checkbox"/> | 図書利用カードを持っていた | 市立図書館 | P.36 |
| | <input type="checkbox"/> | 犬を飼っていた | 生活環境グループ | |
| | <input type="checkbox"/> | 西山靈園または公園墓地を使用していた | 生活環境グループ | P.37 |
| | <input type="checkbox"/> | し尿汲み取りを依頼していた | 生活環境グループ | |
| | <input type="checkbox"/> | 市議会議員共済会から退職年金または遺族年金を受給していた | 議会事務局 | P.38 |
| | <input type="checkbox"/> | 上下水道の使用者が亡くなられた | 大阪広域水道企業団大阪狭山水道センターお客様センター | |

1. 住民登録に関する手続き

世帯主で、同一世帯員がいる

手続き 世帯主変更の確認

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 亡くなられた方が世帯主で、同一世帯員がいる場合、世帯主変更を行います。 後日確認にご来庁ください。 | 死亡日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 遺族のもの 本人確認書類 | 市民窓口グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9480 072-349-9481 |

印鑑登録証（カード）を持っていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 印鑑登録証 遺族のもの 本人確認書類 | 市民窓口グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9480 072-349-9481 |

MEMO

2. 年金に関する手続き

年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求

| 手続き詳細 | 手続きの時期 |
|---|--|
| 年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金または国民年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。なお、未支給年金の請求ができない方は、受給権者死亡届の提出が必要となる場合があります。 | すみやかに |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p>故人のもの 年金事務所等へご確認ください。</p> <p>遺族のもの 年金事務所等へご確認ください。</p> | <p>天王寺年金事務所 他 ☎ 06-6772-7531 (加入状況により異なる場合があります)</p> |

MEMO

2. 年金に関する手続き

厚生年金など国民年金以外に加入していた期間がある

手続き 遺族年金等の請求

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 亡くなられた方の年金加入の状況により、遺族年金、死亡一時金などが請求できる可能性があります。一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 年金事務所や共済組合など、亡くなられた方が加入していた機関へご確認ください。 | 天王寺年金事務所他 ☎ 06-6772-7531 (加入状況により問い合わせ先が異なる場合があります) |
| 遺族のもの 年金事務所や共済組合など、亡くなられた方が加入していた機関へご確認ください。 | |

国民年金のみに加入していた

手続き 遺族基礎年金の請求 寡婦年金の請求 国民年金死亡一時金の請求

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 遺族基礎年金、寡婦年金、国民年金死亡一時金が支給される場合があります。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 必要な持ち物は、年金事務所または担当へご確認ください。 | 保険年金グループ 国民年金担当 ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9473 |
| 遺族のもの 必要な持ち物は、年金事務所または担当へご確認ください。 | |

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ（マイナ保険証）を持っていた

手続き 国民健康保険葬祭費の支給申請

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 被保険者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。 | 葬祭を行った日の翌日から 2年以内 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ 遺族のもの 本人確認書類 葬儀を行ったことが確認できるもの（領収書等） 口座情報確認書類（喪主名義のもの） 印鑑（喪主名義のもの） | 保険年金グループ 国民健康保険担当 ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9470 072-349-9471 |

手続き 国民健康保険の資格喪失届

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、届出が必要です。 | 死亡日から14日以内 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ 遺族のもの 本人確認書類 | 保険年金グループ 国民健康保険担当 ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9470 072-349-9471 |

3. 医療・国保に関する手続き

同じ世帯に国民健康保険被保険者がいる

手続き 国民健康保険の世帯主変更

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。 | 死亡日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 遺族のもの 本人確認書類 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ (世帯全員分) | 保険年金グループ 国民健康保険担当 ダイヤルイン (直通) ☎ 072-349-9470 072-349-9471 |

後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせ (マイナ保険証) を持っていた

手続き 後期高齢者医療資格確認書の返還 高額療養費等の受取口座の変更 (希望者) 送付先の変更 (希望者)

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 被保険者が亡くなられた場合、市役所で返還並びに各種変更手続きをしていただく必要があります。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせ 遺族のもの (口座変更・送付先変更を希望する場合) 本人確認書類 口座情報確認書類 | 保険年金グループ 医療担当 ダイヤルイン (直通) ☎ 072-349-9472 |

手続き 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 被保険者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。 | 葬祭を行った日の翌日から 2年間 |
| 手続き可能な人 | 葬祭執行者（喪主） |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせ | 保険年金グループ 医療担当 ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9472 |
| 遺族のもの 本人確認書類 葬儀を行ったことが確認できるもの（領収書等） 口座情報確認書類 | |

限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた

手続き 限度額適用認定証等の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 国民健康保険の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返還していただく必要があります。 | 死亡日から14日以内 |
| 手続き可能な人 | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 限度額適用認定証 標準負担額減額認定証 | 保険年金グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9471 |

3. 医療・国保に関する手続き

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返還していただく必要があります。 | 死亡日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 特定疾病療養費受療証 | 保険年金グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9471 072-349-9472 |

健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ（マイナ保険証）を持っていた

手続き 健康保険の埋葬料の支給申請

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|------------------------|
| 健康保険に加入している方が亡くなられた場合、ご家族の方に埋葬料が支給される制度があります。加入されている健康保険組合にご確認ください。 | 加入されている健康保険組合にご確認ください。 |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 国民健康保険以外の埋葬料の支給申請は、加入されている健康保険組合にご確認ください。 | 各健康保険組合 |
| 遺族のもの 国民健康保険以外の埋葬料の支給申請は、加入されている健康保険組合にご確認ください。 | |

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険の資格喪失届及び介護保険被保険者証の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 亡くなられた方の資格喪失の届出が必要です。また、介護保険被保険者証について、市役所の窓口で返還していただく必要があります。 | 死亡日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 介護保険被保険者証 | 高齢者福祉グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9416 072-349-9418 |

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 亡くなられた方の介護保険負担割合証について、市役所の窓口で返還していただく必要があります。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 介護保険負担割合証 | 高齢者福祉グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9416 072-349-9418 |

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 亡くなられた方の負担限度額認定証について、市役所の窓口で返還していただく必要があります。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 介護保険負担限度額認定証 | 高齢者福祉グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9416 072-349-9418 |

MEMO

5. 子育てに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。 | 死亡日の翌日から15日以内 |
| | 手続き可能な人 今後児童を養育する方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 遺族のもの 状況により必要となる書類がありますのでお問合せください。 | こども家庭支援グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-8015 |

児童手当の支給対象児童であった

手続き 児童手当の受給事由消滅届

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 児童手当の支給対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の支給対象児童がいる場合は、額改定届（減額）を提出してください。 | 死亡日の翌日から15日以内 |
| | 手続き可能な人 受給者 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | こども家庭支援グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-8015 |

MEMO

5. 子育てに関する手続き

ひとり親となつた

手続き 児童扶養手当の受給申請

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭になり、かつ満18歳までの年度末（障がい児は20歳未満）の児童を養育している場合は、児童扶養手当を申請することができます。なお、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる場合があります。児童扶養手当には所得制限があるためご相談ください。 | すみやかに |
| 必要なもの | 手続き可能な人 |
| <p>故人のもの 状況により必要となる書類がありますのでお問合せください。</p> <p>遺族のもの 状況により必要となる書類がありますのでお問合せください。</p> | 今後児童を養育する方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p>故人のもの 状況により必要となる書類がありますのでお問合せください。</p> <p>遺族のもの 状況により必要となる書類がありますのでお問合せください。</p> | こども家庭支援グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-8015 |

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。ただし、所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる場合があります。 また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。 | すみやかに |
| 必要なもの | 手続き可能な人 |
| <p>故人のもの 状況により必要となる書類がありますのでお問合せください。</p> <p>遺族のもの 状況により必要となる書類がありますのでお問合せください。</p> | 今後児童を養育する方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p>故人のもの 状況により必要となる書類がありますのでお問合せください。</p> <p>遺族のもの 状況により必要となる書類がありますのでお問合せください。</p> | こども家庭支援グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-8015 |

児童扶養手当の支給対象児童であった

手続き 児童扶養手当の受給事由消滅届

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 児童扶養手当の支給対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の支給対象児童がいる場合は、額改定届（減額）を提出してください。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 |
| | 受給者 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | こども家庭支援グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-8015 |

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。 また、申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にご相談ください。 なお、特別児童扶養手当には所得制限があるためご相談ください。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 |
| | 今後児童を養育する方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 状況により必要となる書類がありますのでお問合せください。 遺族のもの 状況により必要となる書類がありますのでお問合せください。 | こども家庭支援グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-8015 |

MEMO

5. 子育てに関する手続き

特別児童扶養手当の支給対象児童であった

手続き 特別児童扶養手当の資格喪失等の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|---|
| 特別児童扶養手当の支給対象児童が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。また、他に特別児童扶養手当の支給対象児童がいる場合は額改定届（減額）を提出してください。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 |
| | 今後児童を養育する方 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 状況により必要となる書類がありますのでお問合せください。 遺族のもの 状況により必要となる書類がありますのでお問合せください。 | こども家庭支援グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-8015 |

子どもが保育園等に入所・申請している

手続き 保育園等の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 保育園・こども園・幼稚園等に在籍・入所申請している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 遺族のもの 本人確認書類 印鑑 | こども育成グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-8156 |

MEMO

子どもが放課後児童会（学童保育）に入会・申請している

手続き 放課後児童会（学童保育）の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---|
| 放課後児童会（学童保育）に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | こども育成グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-360-4531 |

18歳（満18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子を養育し、 ひとり親家庭医療費助成の対象である

手続き ひとり親家庭医療証の資格取得

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 配偶者が死亡したこと等により、ひとり親家庭になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末までの場合、所得が一定の額未満の方について、ひとり親家庭医療費助成を申請することができます。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | 児童扶養手当または遺族年金の受給者 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 戸籍謄本 遺族のもの 本人確認書類 加入している健康保険の情報がわかるもの（資格確認書等）（申請者と子ども双方のもの） 児童扶養手当の証書または遺族年金の証書 | 保険年金グループ 医療担当 ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9472 |

5. 子育てに関する手続き

ひとり親家庭医療証を持っていた

手続き ひとり親家庭医療証の資格喪失

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| ひとり親家庭医療費助成を受けていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの ひとり親家庭医療証 | 保険年金グループ 医療担当 ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9472 |

子ども医療証を持っていた

手続き 子ども医療証の資格喪失

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 子ども医療費助成を受けていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 子ども医療証 | 保険年金グループ 医療担当 ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9472 |

6. 障がい福祉に関する手続き

身体障がい者手帳を持っていた

手続き 身体障がい者手帳の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---------------------------------------|--|
| 亡くなられた方の身体障がい者手帳について、返還していただく必要があります。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 身体障がい者手帳 | 福祉政策グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9407 |

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|-----------------------------------|--|
| 亡くなられた方の療育手帳について、返還していただく必要があります。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 療育手帳 | 福祉政策グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9408 |

MEMO

6. 障がい福祉に関する手続き

精神障がい者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障がい者保健福祉手帳の返還

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 亡くなられた方の精神障がい者保健福祉手帳について、返還していた だく必要があります。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 精神障がい者保健福祉手帳 | 福祉政策グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9409 |

障がい福祉サービスを受給していた

手続き 障がい福祉サービス受給者証の返却

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 亡くなられた方が障がい福祉サービス受給者証等をお持ちだった場合、 死亡日をもって使用不可となります。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 障がい福祉サービス受給者証等 | 福祉政策グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9408 072-349-9409 072-349-9407 |

MEMO

特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当を受給していた

手続き 特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当の受給資格者の喪失届

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。 | 死亡日から14日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 遺族のもの 口座番号確認書類 | 福祉政策グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9408 072-349-9409 072-349-9407 |

重度障がい者医療証を持っていた

手続き 重度障がい者医療証の資格喪失 医療費助成の受取口座の変更（希望者） 送付先の変更（希望者）

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 重度障がい者医療費助成を受けていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 重度障がい者医療証 遺族のもの (口座変更・送付先変更を希望する場合) 本人確認書類 口座情報確認書類 | 保険年金グループ 医療担当 ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9472 |

6. 障がい福祉に関する手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き　自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

| 手続き詳細 | 期　限 |
|---|--|
| 亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 自立支援医療受給者証 | 福祉政策グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9408 072-349-9409 072-349-9407 |

MEMO

障がい者扶養共済制度に加入していた

手続き 障がい者扶養共済制度の弔慰金支給請求

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 障がい者扶養共済制度年金証書 | 福祉政策グループ ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9408 072-349-9409 072-349-9407 |

MEMO

7. 税金に関する手続き

市税(①市民税、軽自動車税、②固定資産税等)が課されていた

手続き 相続人代表者の届出

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 亡くなられた方に代わって市税に関する書類等を受領する『相続人代表者』を指定していただく必要があります。 亡くなられた方に未納の市税がある場合、その納税義務は相続人に承継され、相続人代表者に書類等が送付されます。 なお、相当の期間内に指定されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 | 相続の開始があった日から 概ね3か月 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 遺族のもの 本人確認書類 相続関係がわかる資料(被相続人の出生から死亡までの戸籍(除籍)謄本など) (相続権を放棄された場合)相続放棄申述受理通知書または相続放棄申述受理証明書 | 税務グループ ダイヤルイン(直通) ①市民税班 ☎ 072-349-9402 ②固定資産税班 ☎ 072-349-9401 |

MEMO

固定資産（土地・家屋）を所有していた

手続き 現所有者の申告

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| <p>固定資産の所有者が亡くなられた場合、その固定資産を現に所有している者（『現所有者』といいます。）は、住所・氏名などの必要事項を申告する義務があります。</p> <p>所有者が死亡した翌年以降、名義変更が完了するまでの間は、現所有者が固定資産税等の納税義務者になります。</p> <p>原則として相続人全員が現所有者に該当し、連帯して納税義務を負います。</p> <p>正当な事由がなく申告をしなければ、条例の規定により10万円以下の過料が科せられる場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>※原則として相続人全員が現所有者になることから、相続人代表者の届出と一緒に申告していただいております。相続人と現所有者が異なる場合は、問い合わせ先までご連絡ください。</p> | <p>死亡を知った日の翌日から 3か月以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人または現所有者</p> |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p>遺族のもの</p> <p>本人確認書類</p> <p>相続関係等がわかる資料（被相続人の出生から死亡までの戸籍（除籍）謄本など）</p> <p>（相続権を放棄された場合）相続放棄申述受理通知書または相続放棄申述受理証明書</p> | <p>税務グループ 固定資産税班 ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9401</p> |

MEMO

7. 税金に関する手続き

登記されていない家屋を所有していた

手続き 未登記家屋の名義変更の届出

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| 亡くなられた方が登記されていない家屋（未登記家屋）を所有されており、相続などの理由で所有者が変わるのは、大阪狭山市に届出をしていたら必要があります。 なお、未登記家屋を取り壊す場合は、問い合わせ先までご連絡ください。 | なし |
| 手続き可能な人 | 未登記家屋の新所有者 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 遺族のもの 名義変更の理由がわかる書類（遺産分割協議書など） 印鑑 新名義人の本人確認書類 | 税務グループ 固定資産税班 ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9401 |

MEMO

8. 不動産の手続き

不動産を所有していた

手続き 不動産の相続登記の申請

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法務局にて不動産の相続登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。 | 不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 新名義人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 管轄の法務局へご確認ください。 | 大阪法務局 堺支局 (不動産が大阪狭山市内にある場合) ☎ 072-221-2756 |
| 遺族のもの 管轄の法務局へご確認ください。 | |

農地をっていた

手続き 農地の相続等の取得

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---------------------------------------|--|
| 農地台帳に登録されている登録事項(住所、氏名等)の変更を届出するものです。 | 農地を相続したことを知つてから10か月以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 相続人 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 総合行政委員会事務局 (農業委員会事務局) ダイヤルイン(直通) ☎ 072-360-4419 |

9. その他の手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更または廃車の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|------------------------|
| 普通自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、運輸支局にご相談することをお勧めします。 | 各都道府県の運輸支局にお問い合わせください。 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p>故人のもの 手続きをする運輸支局へご確認ください。</p> <p>遺族のもの 戸籍全部事項証明書 遺産分割協議書 代表相続人の印鑑証明書 代表相続人の実印 詳しくは、手続きをする運輸支局へお問い合わせください。</p> | 各都道府県の運輸支局 |

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更または廃車の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|----------------------------|
| 軽自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、軽自動車検査協会にご相談することをお勧めします。 | 各都道府県の軽自動車検査協会にお問い合わせください。 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p>故人のもの 手続きをする軽自動車検査協会へご確認ください。</p> <p>遺族のもの 戸籍全部事項証明書 代表相続人の住民票の写しまたは印鑑証明書 詳しくは、手続きをする軽自動車検査協会へお問い合わせください。</p> | 各都道府県の軽自動車検査協会 |

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの名義変更または廃車の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。 | 名義変更は死亡日から15日以内 廃車は死亡日から30日以内 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 登録申告済証 ナンバープレート 遺族のもの 本人確認書類 名義変更・廃車により必要書類が異なります。詳しくは問い合わせ先へご確認ください。 | 税務グループ 市民税班 ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9402 |

MEMO

9. その他の手続き

126～250ccのバイク（二輪の軽自動車）を持っていた

手続き 二輪の軽自動車の廃車の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|------------------------|
| 排気量126～250ccのバイク（二輪の軽自動車）を使用しなくなったときや所有者が死亡したときは、軽自動車届出済証を返納する手続きが必要となります。 | 各都道府県の運輸支局にお問い合わせください。 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| <p>故人のもの 手続きをする運輸支局へご確認ください。</p> <p>遺族のもの 戸籍全部事項証明書 遺産分割協議書 代表相続人の印鑑証明書 代表相続人の実印 詳しくは、手続きをする運輸支局へお問い合わせください。</p> | 各都道府県の運輸支局 |

MEMO

250cc超のバイク（二輪の小型自動車）を持っていた

手続き 二輪の小型自動車の廃車の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|------------------------|
| 排気量250cc超のバイク（二輪の小型自動車）を使用しなくなったときや所有者が死亡したときは、自動車検査証を返納する手続きが必要となります。 | 各都道府県の運輸支局にお問い合わせください。 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 手続きをする運輸支局へご確認ください。 遺族のもの 戸籍全部事項証明書 遺産分割協議書 代表相続人の印鑑証明書 代表相続人の実印 詳しくは、手続きをする運輸支局へお問い合わせください。 | 各都道府県の運輸支局 |

MEMO

9. その他の手続き

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の名義変更または廃車の手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。 | 名義変更は死亡日から15日以内 廃車は死亡日から30日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 相続人またはご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 登録申告済書 ナンバープレート | 税務グループ 市民税班 ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9402 |
| 遺族のもの 本人確認書類 名義変更・廃車により必要書類が異なります。詳しくは問い合わせ先へご確認ください。 | |

オーパスカード（スポーツ施設予約システム）を持っていた

手続き 利用登録の廃止手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--------------------------|---------------------------|
| オーパスカードの登録廃止手続きが必要となります。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの オーパスカード | 市立総合体育館 ☎ 072-365-5250 |
| 遺族のもの なし | |

図書利用カードを持っていた

手続き 利用登録の廃止手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--------------------------|-------------------------|
| 図書利用カードの登録廃止手続きが必要となります。 | なし |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 故人のもの 図書利用カード | 市立図書館 ☎ 072-366-0071 |
| 遺族のもの なし | |

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|----------------------------|
| 市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。 | 飼い主が死亡して30日以内 |
| | 手続き可能な人 |
| | 新しい飼い主 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 生活環境グループ ☎ 072-360-4339 |

MEMO

9. その他の手続き

西山霊園または公園墓地を使用していた

手続き 霊園・墓地の承継手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|----------------------------|
| 亡くなられた方が西山霊園または公園墓地の使用者の場合、使用者の変更手続きが必要です。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 |
| | 新しい霊園・墓地の使用者 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 遺族のもの 戸籍全部事項証明書、印鑑登録証明書、住民票、使用承継申請書、本人確認書類他 (詳しくは問い合わせ先へご確認ください。) | 生活環境グループ ☎ 072-360-4339 |

し尿汲み取りを依頼していた

手続き し尿収集 廃止届 及び 変更届

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|--|
| し尿汲み取り手数料は世帯員の人数と便槽の種類で賦課し、世帯主へ通知をしているため、手数料の変更または賦課する者を変更する為に、届出が必要です。 | すみやかに |
| | 手続き可能な人 |
| | 亡くなられた方が世帯主の場合：新しい世帯主 亡くなられた方が世帯員の場合：現世帯主 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 遺族のもの 特になし | 生活環境グループ ☎ 072-360-4387 |

市議会議員共済会から退職年金を受給していた方、または遺族年金を受給していた方

手続き 遺族年金の請求・受給権の消滅の届出

| 手続き詳細 | 期 限 |
|---|---------------------------------------|
| 亡くなられた方が退職年金または遺族年金を受けていた場合、遺族年金の請求の手続きまたは受給権消滅の手続きが必要です。 | 元議員の方が所属されていた議会事務局へご確認ください |
| | 手続き可能な人 |
| | ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| 遺族年金の請求・受給権の消滅の届出に必要な持ち物は、元議員の方が所属されていた議会事務局へご確認ください。 | 議会事務局 ダイヤルイン（直通） ☎ 072-360-4453 |

上下水道の使用者が亡くなられた

手続き 上下水道の閉栓・名義変更などの手続き

| 手続き詳細 | 期 限 |
|--|--|
| 上下水道の使用者が亡くなられた場合、閉栓、名義変更及び支払方法の変更手続きが必要です。手続きは インターネットまたは電話により手続き可能です。 ※クレジットカードについては、インターネットでの手続きのみとなります。 | すみやかに |
| 【ネット申請はこちらから】  | 手続き可能な人 ご遺族 |
| 必要なもの | 問い合わせ先 |
| | 大阪広域水道企業団 大阪狭山水道センター お客様センター ダイヤルイン（直通） ☎ 072-349-9476 |

家系図（3親等内の親族）

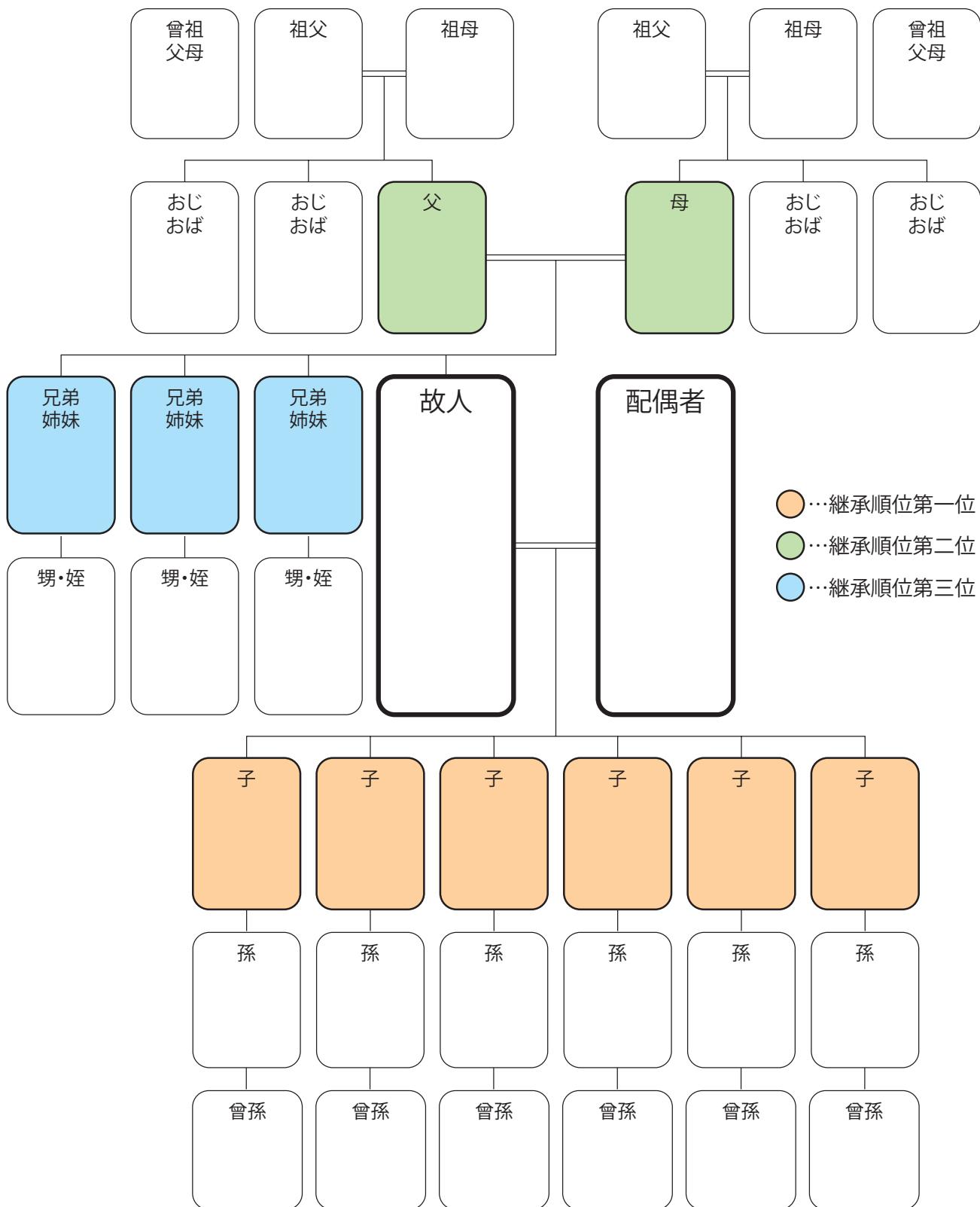
チェックリスト

各種手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

| | 所在地 | 名義人 | 持ち分 | 備 考 |
|-----------|--------|---------|--------|-----|
| 不動産 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 預貯金 | 金融機関名 | 支店名 | 金 額 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| その他の資産 | 名 称 | 内 容 | 保管場所など | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 借入金・ローン | 借入先 | 金 額 | 返済方法 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 生命保険・損害保険 | 保険会社 | 種類・内容 | 受取人 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 公的年金 | 基礎年金番号 | 種 類 | 受給金額 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 個人年金・企業年金 | 名 称 | 番号・記号など | 受給金額 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| その他 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**
反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

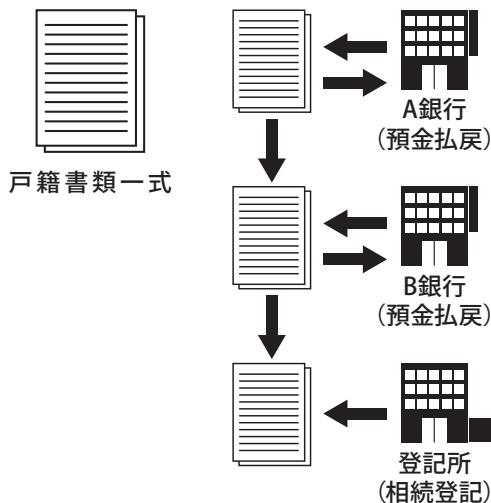
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

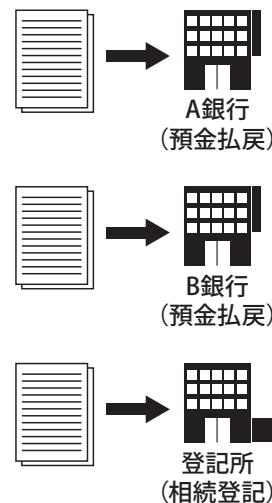
法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合

法定相続情報
一覧図の写し
※無料で必要な通数
を交付



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

代理権授与通知書（委任状）

令和 年 月 日

(あて先) 大阪狭山市長

| | | |
|-----|------|---------------|
| 委任者 | 住 所 | 連絡先 () |
| | 氏 名 | 印 |
| | 生年月日 | 大正 昭和 年 月 日 生 |

私は、下記の者を代理人と定め貴市との間における下記事項に関する権限を委任します。

| | | |
|---|---|---------------|
| 代理人 | 住 所 | 連絡先 () |
| | 氏 名 | |
| | 生年月日 | 大正 昭和 年 月 日 生 |
| 委任事項 | 委任する事項に□をつけ、【 】内は必要事項を記入して下さい。 | |
| | 住民異動の届出に関する事。 | |
| | <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 世帯分離 <input type="checkbox"/> 世帯合併 | |
| | 下記の証明書等の受領に関する事。 | |
| | <input type="checkbox"/> 住民票・除票の写し | |
| | <input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> マイナンバー の記載が必要 | |
| | ※記載が必要な場合は□してください。□がない場合は省略したものを交付します。 | |
| | <input type="checkbox"/> 戸籍全部（個人）事項証明書・戸籍謄（抄）本・除籍謄（抄）本・改製原戸籍謄（抄）本 | |
| | <input type="checkbox"/> 被相続人【 】の【 】から【 】までの戸籍に関する証明書 例： 狹山 花子 出生 死亡 | |
| | <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 課税所得証明書 | |
| <input type="checkbox"/> 評価証明書（ <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋） <input type="checkbox"/> 公課証明書（ <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋） | | |
| <input type="checkbox"/> その他【 】 | | |

※この書面は必ず委任者がすべてを記入し、署名・押印してください。

※本通知書（委任状）と合わせて代理人の方の本人確認書類等をご持参ください。

※戸籍の証明及び身分証明書は申請書への本籍・筆頭者の正確な記入が必要です。

MEMO

MEMO

発行 大阪狭山市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年10月